

▶ 整備基準抜粋

- (1) 興行施設、集会施設及び体育施設に固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用することができる席（以下「車いす使用者用席」という。）を1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - イ 床は水平とし、かつ、床の表面は滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 観覧席又は客席を有する室の利用円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
 - イ 高低差がある場合においては、1の項(2)の工の(ア)から(ウ)まで及び4の項アからウまでに定める構造の傾斜路を設けること。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 興行施設、集会施設及び体育施設に固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者用席を、観覧席又は客席の数が400以下の場合にあっては2以上、観覧席又は客席の数が400を超える場合にあっては2に400を超える観覧席又は客席の数200（200に満たない場合は、200とする。）ごとに1を加えた数以上設けること。
- (2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。
 - ア 同上
 - イ 同上
- (3) 観覧席又は客席を有する室の1の項(1)に定める構造の出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
 - イ 高低差がある場合においては、別表第3の第1の1の項(2)の工の(ア)から(カ)まで及び4の項アからエまでに定める構造の傾斜路を設けること。
- (4) 聴覚障害者の利用に配慮した補聴装置を設けること。

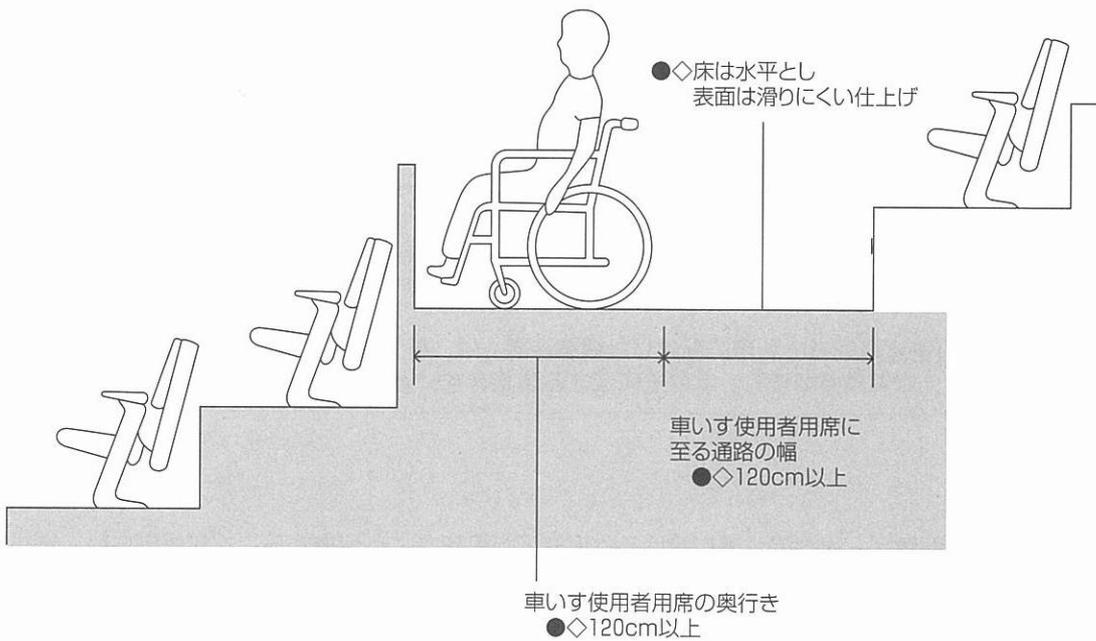
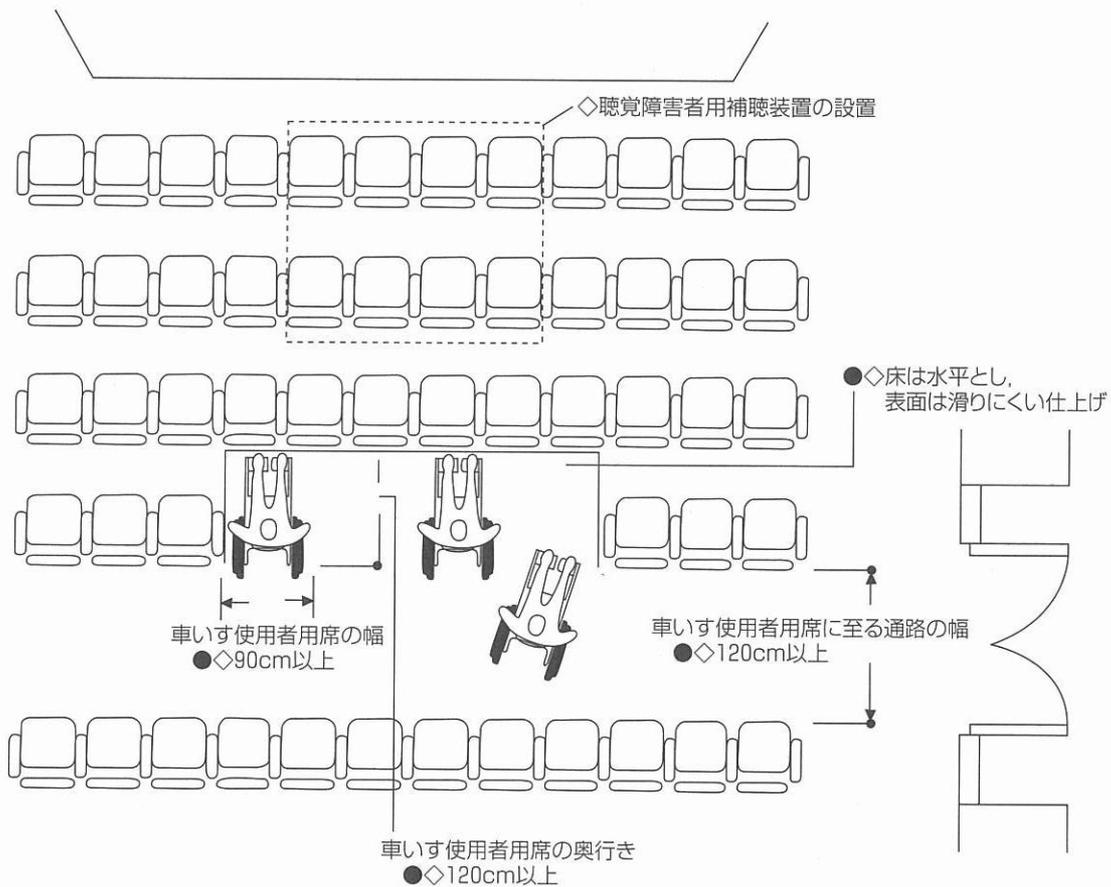
▶ 解説

- ア 車いす使用者用席
- ・ 整備基準では、観覧席又は客席を設ける場合には、1以上の車いす使用者用席を設けることを定めている。
 - ・ 目標となる基準では、観覧席又は客席を設ける場合には、観覧席又は客席の数に応じた数以上の車いす使用者用席を設けることを定めている。
- イ 車いす使用者用席の大きさ
- ・ 車いす使用者用席の幅90cmは、車いすの寸法に左右に10cm程余裕をみた寸法であり、奥行き120cmは車いすが収まる寸法
- ウ 経路
- ・ 車いす使用者用席までに至る1以上の経路は利用円滑化経路と同等の整備を求めている。
 - ・ 通路の幅120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
- エ 補聴装置
- ・ 目標となる基準の「聴覚障害者の利用に配慮した補聴装置」は、聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）、FM補聴装置（無線装置）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等をいう。

▶ 配慮事項

- ア 車いす使用者用席
- ・ 車いす使用者用席の配置は、複数の位置に設けるなど選択が可能なよう配慮することが望ましい。また、座席を可動式とすれば、それを取り外すことによってどのような位置においても車いす使用者のスペースを設けることが可能となる。
 - ・ 車いす使用者用席のスペースの中又は近傍に、同伴者用座席を設けることが望ましい。
- イ 設備・備品
- ・ 必要に応じ視覚障害者のための音声情報案内装置等を設置することが望ましい。
 - ・ 高齢者・障害者等が容易に舞台上に上られるよう段のない通路の確保や、昇降機の設置が望ましい。
 - ・ 車いす使用者が利用できる舞台及び楽屋、またそこに至る使用可能な通路等を整備することが望ましい。

観覧席及び客席の整備例



- 凡例
- 印：整備基準に定めるもの
 - ◇印：目標となる基準に定めるもの
 - 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項